

その他（2）資料

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止
及び産業廃棄物の適正管理の促進
に関する条例（案）の概要について

大 気 水 質 保 全 課

「再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（案）」（概要）

〈条例の目的〉

再生資源物の適正な保管及び処理の推進により生活環境の保全を図る
産業廃棄物の適正な管理を促進
→ 現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

〈規制の対象〉

再生資源物（廃棄物以外のもの）

① 特定処理物

- ・有機性汚泥等を原料とした肥料
- ・木材を破砕等した小片
- ・無機性汚泥を固化等した
再生建設資材

② 特定収集物

- ・使用済み金属製品等の収集物
- ・使用済みタイヤの収集物

③ 産業廃棄物

- ・大量に発生する汚泥
など
(排出者が排出場所
以外で保管する場合)

《規制の対象とならない保管》

- ・小規模な保管(①③保管面積300㎡未満 ②事業場面積100㎡以下)
- ・国や地方公共団体が行う保管 ・農地での一時的な肥料の保管 など

〈主な規制〉

①②③ 保管場所の事前届出・管理簿(物の出入の管理記録)の作成と保存

- ① 保管基準の遵守
- ② 保管・処理基準の遵守

基準違反

改善命令・措置命令
搬入停止命令

(主な基準)

囲いの設置・掲示板の設置・汚水流出防止措置(流出のおそれ有の場合)
飛散・流出防止措置(堅牢な壁(荷重がかかる場合)・高さ制限(屋外)) など

①②③

立入検査・報告徴収

〈その他〉

施行日__令和6年7月1日（既設:施行後1か月以内に届出・基準適用6か月猶予）
罰 則__命令違反・無届・立入検査拒否などに規定（両罰規定）